

報 告 第 7 号

平成26年度富士見市下水道事業会計予算繰越計算書について

平成26年度富士見市下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

平成27年6月2日提出

富士見市長 星 野 信 吾

平成26年度 富士見市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	企業債
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道 建設事業費	573,312,000	384,497,777	44,397,400	33,500,000

事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
国庫補助金	受益者負担金	損益勘定 留保資金			
0	0	10,897,400	144,416,823	0	<p>(1)柳瀬第9污水管渠築造工事 (第5工区) 本工事区間に流入予定となっている造成地からの下水道管路計画高に変更が生じたことと既設埋設物との取り合いから、本工管路計画に変更の必要が生じ、その調整に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (4月17日まで23日間の工期延長)</p> <p>(2)柳瀬第9污水管渠築造工事 (第6工区) 工事区間沿道の車両出入り確保のための仮設駐車場の準備と、工場製作によるポンプ制御盤の調達に不測の日数を要したことに伴う工期延長 (6月12日まで79日間の工期延長)</p> <p>(3)公共下水道管渠築造工事 (26-第4工区) 土地区画整理事業の移転状況に併せて実施するため繰越すもの (5月29日まで)</p> <p>(4)江川第2污水管渠築造工事 (第2工区) 制限付き一般競争入札の2度中止により、不測の日数を要したことに伴い繰越すもの (5月29日まで)</p>